

## 和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和4年3月15日（火）13：30～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 崎 教育長  
森 田 委 員  
田 中 委 員  
奥 山 委 員  
大 谷 委 員  
原 田 委 員  
清 水 教育企画監  
今 西 教育総務局長  
橘 生涯学習局長  
川 巖 学校教育局長  
藁 科 総務課長  
中 嶋 福利厚生室長  
吉 田 教職員課長  
宮 田 人権教育推進課長  
田 中 生涯学習課長  
吉 富 スポーツ課長  
川 口 プロジェクト推進室長  
栗 生 文化遺産課長  
深 野 県立学校教育課長  
上 村 特別支援教育室長  
木地尾 全国高総文祭推進室長  
鍋 田 義務教育課長（紀北教育事務所長）  
青 石 教育支援課長  
西 嶋 教育センター学びの丘所長  
大 樫 紀南教育事務所長  
岩 本 総務課副課長  
平 秘書広報班長  
竹 田 総務課副主査  
明 利 総務課主事

## 1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会3月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案50号から議案53号については教育行政の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあるため、議案54号から議案57号については人事案件のため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案50号から議案57号については、非公開とする。ついては、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

## 2 前回会議録の承認

令和4年2月16日(水)の定例会会議録について、承認した。

## 3 付議事項

### 議案第43号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 「教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○教職員課長 勤務を要しない日や休日に、児童や生徒を対外運動競技等に引率指導する業務において、従事した日1日につきその対応額の教員特殊業務手当を支給していたが、業務に従事した時間が4時間以上7時間45分未満についても支給できるように対応要件を緩和するための改正を行う。現行規則では1日相当、生徒引率指導で勤務した場合に5,100円の支給をしていたが、コロナの影響により対外運動競技等が時短で開催することもあり、7時間45分未満の場合でも3,600円支給するという改正になる。審議をお願いしたい。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第43号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第44号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 「市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○教職員課長 議案43号で説明した教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に伴う、市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正である。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第44号については、原案のとおり決定する。

#### 議案第45号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○教職員課長 今年度実施したへき地学校等指定法の見直しに係る調査結果に基づく、級地指定の変更を行うための改正である。この指定の見直しというのは、概ね6年ごとに見直すこととされており、病院・診療所から学校までの位置や、郵便局、スーパーマーケット等までの距離、その他教員数や、携帯電話の電波状況等により、点数化して算定している。

今回の改正にあたることとなった理由としては、スーパーマーケットの閉鎖、教員数の減少、最寄りの金融機関の閉鎖等である。よって7つの学校において級地の引き上げを行う。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第45号については、原案のとおり決定する。

## 議案第46号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則について

○教育長 「和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○県立学校教育課長 民法の一部改正で、4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることになる。そのため、成年年齢に達した生徒の父母等は、学校教育法上の保護者に該当しなくなるため、今回の規則改正を行う。

主な改正点は、1点目は、保護者を学校教育法第16条に規定する保護者と定義する。2点目は、入学する際の誓約書等の提出や異動報告を行う者が成年年齢に達しているときは、本人が行うようにする。3点目は、休学・留学・復学・転学・転籍及び寄宿舎への入退舎の際校長に提出する書類について、これまでは生徒と保護者の連署であったが、成年年齢に達した生徒の場合は、生徒本人のみでよいと改正している。

ただし、今後とも引き続き父母等の連携のもと生徒指導や進路指導等行うことが重要であるので、父母等の協力が得られるように連携していくよう各学校には周知していきたいと考えている。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第46号については、原案のとおり決定する。

## 議案第47号

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則について

○教育長 「和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○特別支援教育室長 特別支援学校には高等部があり18歳を迎える生徒がいるため、県立高等学校規則の改正に準じて、特別支援学校規則の改正を行う。

県立高等学校規則の改正点と異なるところは、特別支援学校規則には第28条「保護者の変更」という規則があり、今回の民法の一部改正に伴い改正している。「保護者の変更」というのは、例えば措置入所等により、福祉施設の所長等が保護者になる場合である。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第47号については、原案のとおり決定する。

## 議案第48号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 「和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○生涯学習課長 改正の要点として、1点目は、令和4年度の新政策として、3子以上の世帯について、第3子以上の子供の人数に応じ1人当たり50万円を貸与基準の上限額に加算するという経済的支援の拡充がはじまる。それに伴い、市町村民税所得割額が3子以上の子の数に3万円をかけた金額以下の場合には非課税とみなすなど、所得基準を緩和する。2点目は、押印廃止に伴う規定整備のため、様式から学校名、学校長氏名及び学校長印の押印欄を廃止等するものである。3点目は、進学支援金受ける条件でもある、日本学生支援機構の給付型奨学金を受給していることを証する書類についての確認作業を、教育委員会から日本学生支援機構へ直接行うということである。4点目については、民法の一部改正による成人年齢が18歳に引き上げられることに伴う、様々な申請書の保護者等の取り扱いの変更を行う。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第48号については、原案のとおり決定する。

## 議案第49号

和歌山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 「和歌山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」について、説明願いたい。

○文化遺産課長 県の文化財登録制度の創設や、文化財の所要の変更等に係る届け出事項の変更等について、文化財保護条例の改正に伴い規則改正するものである。

第2条の4、第3条、第6条、第9条、第10条、第11条、第18条、第19条等については、新たに創設する登録制度にかかる必要事項の規則である。それ以外のものについては、届け出事項に係る規則の改正である。登録制度に係るものについては4月1日から施行し、その他のものについては公布とともに施行する。審議をお願いする。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第49号については、原案のとおり決定する。

#### 4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

4月15日（金） 教育委員会4月定例会

5月19日（木） 教育委員会5月定例会

#### <非公開議案>

#### 5 付議事項

##### 議案第50号

県民意見募集の概要と『県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針』の策定について

総務課長から「県民意見募集の概要と『県立高等学校教育の充実と再編整備に係る原則と指針』の策定」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第51号

令和5年度和歌山県立中学校入学者選考日程について

義務教育課長から「令和5年度和歌山県立中学校入学者選考日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第52号

令和5年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程について

県立学校教育課長から「令和5年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第53号

令和4年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員（案）について

特別支援教育室長から「令和4年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員（案）」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第54号

教職員の処分について

教職員課長から「教職員の処分」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 議案第55号

令和3年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動について

義務教育課長から「令和3年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

### 議案第56号

令和3年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動について  
教職員課長から「令和3年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

### 議案第57号

令和3年度末事務局等職員人事異動について  
教職員課長から「令和3年度末事務局等職員人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

## 7 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので3月定例会を閉会する。  
(15:42 閉会)